

国史跡下野谷遺跡の追加指定の答申について

史跡下野谷遺跡保存活用計画において、今後保護を要する範囲とした土地のうち、土地所有者から国史跡指定について同意を得て、国史跡の追加指定に向けて意見具申をした土地に対し国の文化審議会から文部科学大臣に追加指定の答申がなされたため報告する。



史跡下野谷遺跡保存活用計画に示された地区区分
(A区の範囲は、平成30年3月時点)